

ID: 214

担当部署: 上下水道課

処分の概要	負担金の減免		
例規名 根拠条項	柴田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第10条第2項		
例規番号	昭和58年条例第18号		
【基準】			
<p>第10条及び柴田町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第13条の規定による。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第10条 国又は地方公共団体が公共の用に供している土地については、負担金を徴収しないものとする。</p> <p>2 町長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減免することができる。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が公用に供している土地に係る受益者</p> <p>(2) 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>(3) 公の生活扶助を受けている受益者</p> <p>(4) 事業のため土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>(5) 前各号に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第13条 条例第10条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする受益者は、下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、減免を受けようとする理由を証明する書類その他必要な資料を添付させることができる。</p> <p>2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、別表第2に定める基準により、その可否について決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書(様式第9号)により当該受益者に通知する。</p> <p>3 負担金の減免を受けたものは、減免の理由が消滅したときは、速やかに下水道事業受益者負担金減免消滅届(様式第10号)により町長に届け出なければならない。</p> <p>4 町長は、前項の届出があったとき、又は減免の理由が消滅したと認めたときは、下水道事業受益者負担金減免取消(変更)通知書(様式第11号)により当該受益者に通知するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日